

予算特別委員会資料
令和6年度予算説明書

交通局

目 次

○ 令和6年度予算編成方針	1
I. 令和6年度予算の概要	
< 自動車事業会計 >	2
< 高速鉄道事業会計 >	12
1 業務の予定量	3
1 業務の予定量	13
(1) 運転計画表	3
(1) 運転計画表	13
(2) 建設改良事業の概要	3
(2) 建設改良事業の概要	13
2 収入支出一覧	4
2 収入支出一覧	14
(1) 収益的収入及び支出	4
(1) 収益的収入及び支出	14
(2) 資本的収入及び支出	4
(2) 資本的収入及び支出	14
3 予算実施計画	5
3 予算実施計画	15
(1) 収益的収入及び支出	5
(1) 収益的収入及び支出	15
(2) 資本的収入及び支出	7
(2) 資本的収入及び支出	17
4 債務負担行為	9
4 債務負担行為	19
5 企業債	9
5 企業債	19
6 一時借入金	9
6 一時借入金	19
7 他会計からの補助金	9
7 他会計からの補助金	19
8 たな卸資産の購入限度額	9
8 たな卸資産の購入限度額	19
(参考)	(参考)
令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書	10
令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書	20
令和6年度予定貸借対照表	11
令和6年度予定貸借対照表	21
II. 令和6年度主要事業	22
III. 関連議案	55

令和6年度予算編成方針

本市の交通事業は、市民の日常生活や経済活動に必要な生活基盤としての役割を担い、その整備・充実に努めてきた。しかしながら、少子高齢化の進展、人口減少傾向の継続、施設の老朽化などに加え、激甚化・頻発化する大規模自然災害や新たな感染症の拡大、ICT等の技術革新の進展など、公共交通を取り巻く環境が大きく変化しており、その中においても、市民に必要とされる公共交通であり続けるために、「市民の足」としての役割を積極的に果たすなど、神戸のひとの暮らしとまちの発展を支えていくことが求められている。

そのため、公営交通としての役割と企業としての経済性の両立を果たすべく、厳しい経営環境、財政状況の中においても「市民の足」を持続的に提供していくため、公営交通を将来にわたり安定的に運営していけるよう、今後の事業環境や課題を踏まえた経営方針や事業戦略、財政計画を定めた「神戸市営交通事業 経営計画 2025」を令和3年度に策定し、経営改善に取り組んでいるところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大とこれを契機とした「新しい生活様式」の定着等による移動需要の減少・変化や急速な少子高齢化の進展による人口減少により、コロナ禍前の利用水準に回復することは見込みにくい状況にある。加えて、老朽化する施設、設備の更新、安全への投資、さらには電気代や燃料費、資材費や労務単価等の急騰による諸経費の増加は安定的経営に深刻な影響を及ぼしているほか、市バス事業においては「2024年問題」に代表される運転士不足も経営上の重大な課題となっている。

このような状況の中、まずは公営交通事業の存続のため、危機的な経営状況からの早期脱却と中長期的な経営基盤の強化に向けて、市バス事業及び地下鉄事業ともに、総合的な経営基盤強化策を掲げ、これまで以上に経営改善効果を生み出すための徹底した取り組みを強力に推進していく。特に市バス運賃の改定を実施するほか、両事業における各種割引制度を見直すとともに、保有資産の有効活用による増収、市内路線バスサービスのシームレス化などのサービス向上、安全・安心の確保に向けた設備投資、カーボンニュートラル対応、組織風土改革、人材確保・育成など、公営交通の担い手としての使命と役割を果たすべく、あらゆる方面の各種施策に取り組む。

今後とも交通局が公共交通体系の一翼を担い、市民の足としての公営交通事業を維持し続けるため、現場を含めた交通局の全職員が一丸となり、同じ方向を向いて最大限の企業努力を行う。

I . 令和6年度予算の概要

〈自動車事業会計〉

1 業務の予定量

(1) 運転計画表

区 分	年 間	1 日 平 均	備 考
乗 車 人 員	57,230,740 人	156,795 人	敬老・福祉乗車人員等を含む
乗 車 料 収 入	9,716,836,000 円	26,621,468 円	敬老・福祉乗車負担金等を含む
運 転 走 行 キ ロ	15,589,260 km	42,710 km	
走行1キロ当り乗車人員	3.67人		
走行1キロ当り乗車料収入	623円30銭		
1 人 平 均 乗 車 料 収 入	169円79銭		
在 籍 車 両 数	485両		
1 日 平 均 運 転 車 両 数	421両		
乗 務 員 数	運転士199人		

(2) 建設改良事業の概要

事 業 名	概 要	事 業 費
バス車両購入	路線バス購入	552,440 千円
機 械 装 置 購 入	運転技術自動評価システム購入	2,200
建 物 建 設 工 事	バス停留所整備工事等	437,928
車 両 改 良 工 事	ドライブレコーダー更新等	117,864
建 物 改 良 工 事	営業所改修等	296,691
機 械 装 置 改 良 工 事	排水処理機改修等	261,954
合 計		1,669,077

2 収入支出一覧

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 自動車 事業収益		11,294,040	1 自動車 事業費		11,646,764
	1 営業収益	10,192,230		1 営業費用	11,287,174
	2 営業外収益	1,101,810		2 営業外費用	259,590
			3 予備費	100,000	

(注) 当年度純損益(税抜)は△485,295千円、累積損益は△4,856,916千円となる。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 資本的収入		2,121,956	1 資本的支出		2,491,732
	1 企業債	1,181,000		1 建設改良費	1,669,077
	2 補助金	501,552		2 企業債償還金	721,527
	3 他会計繰入金	437,430		3 投資	1,128
	4 財産収入	1,974		4 予備費	100,000
	5 雑収入				

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額369,776千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

3 予算実施計画

(1) 収益的収入及び支出

①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
1 自動車事業収益	1 営業収益		千円	
			11,294,040	
			10,192,230	※参考
		1 運輸収入	8,125,795	乗車料金
		2 他会計負担金	1,767,041	敬老・福祉乗車負担金等
		3 運輸雑収入	299,394	広告料等
		2 営業外収益	1,101,810	
		1 受取利息及配当金	17	預金利息
		2 県補助金	5,516	運輸事業振興助成補助金
		3 他会計補助金	1,040,340	自動車事業運営のための他会計補助金
4 長期前受金戻入	10,023	減価償却等に対応する長期前受金の収益化		
5 他会計繰入金	3,833	交通事業基金運用益の繰入金		
6 雑収入	42,081	負担金収入等		

※参考

年 間

1 日平均

乗 車 人 員

57,231千人

156,795人

乗 車 料 収 入

9,716,836千円

26,621千円

1 人平均乗車料収入

169円79銭

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明	
1 自動車事業費	1 営業費用		千円		
			11,646,764		
			11,287,174		
		1 建物保存費	30,662	建物の維持補修に必要な費用	
		2 車両保存費	1,042,532	車両の維持補修に必要な費用	
		3 運 転 費	8,639,775	運転に必要な費用	
		4 運輸管理費	640,059	運輸管理に必要な費用	
		5 一般管理費	281,386	一般管理に必要な費用	
		6 減価償却費	652,760	固定資産減価償却費	
			2 営業外費用	259,590	
			1 支払利息及 企業債諸費	92,462	企業債等の支払利息及び諸手数料
	2 消 費 税	167,128	消費税及び地方消費税納付額		
	3 予 備 費	100,000			
	1 予 備 費	100,000			

給与費内訳

職員412人（短時間勤務職員47人を含む）の報酬42,972千円、給料 1,274,786千円、手当等 1,256,398千円、法定福利費 577,814千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
1 資本的収入			千円	
			2,121,956	
	1 企業債		1,181,000	
		1 企業債	1,181,000	建設改良費に充当する企業債
	2 補助金		501,552	
		1 他会計補助金	501,552	バス上屋建設及びシームレス化に伴うシステム改修等における補助金
	3 他会計繰入金		437,430	
		1 他会計繰入金	437,430	高速鉄道事業会計からの繰入金
4 財産収入		1,974		
	1 財産収入	1,974	資産売却代等	

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費		千円	
			2,491,732	
			1,669,077	
		1 建 設 費	992,568	バス停留所整備工事等
		2 改 良 費	676,509	バス車両関連設備の更新等
		2 企 業 債 償 還 金	721,527	
		1 企 業 債 償 還 金	485,267	企業債元金償還金
		2 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	53,000	資本費平準化債元金償還金
		3 特 別 減 収 対 策 企 業 債 償 還 金	183,260	
		3 投 資	1,128	
	1 投 資	1,128	自動車リサイクル料金の預託	
	4 予 備 費	100,000		
	1 予 備 費	100,000		

4 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自動車事業修繕等 (令和6年度)	令和6～7年度	30,000千円
自動車事業建設 (令和6年度)	令和6～7年度	1,484,000千円

5 企業債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車事業	千円 1,181,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により、借 り入れる（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。）。	9%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を 含め、30年以内に毎年度元利 均等その他の方法により償還 する。ただし、財政上の都合 等により定額以上を償還し、 又は借り換えることができる。 政府資金を借り入れる場 合は、その融資条件による。
経営改善促進事業	300,000			
合 計	1,481,000			

6 一時借入金

借入限度額 4,500,000 千円

7 他会計からの補助金

1,541,892 千円

8 たな卸資産の購入限度額

25,000 千円

(参考)

令和6年度神戸市自動車事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△ 485,295
	減価償却費	652,760
	退職給付引当金の増減額	△ 303,001
	賞与・法定福利費引当金の増減額	△ 17,369
	長期前受金戻入	△ 10,023
	受取利息及び受取配当金	△ 17
	支払利息	81,281
	長期預り金増減額	△ 15,851
	固定資産除却損	42,163
	未収金の増減額	2,866
	未払金の増減額	163,318
	前受金の増減額	7,545
	預り金の増減額	△ 298
	消費税資本的収支調整額	158,602
	小計	276,681
	利息及び配当金の受取額	17
	利息の支払額	△ 81,281
	業務活動によるキャッシュ・フロー	195,417
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,769,077
	財産収入による収入	502,398
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,266,679
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	1,181,000
	建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 721,527
	特別減収対策企業債発行による企業債収入	300,000
	一時借入による収入	4,500,000
	一時借入金の返済による支出	△ 4,500,000
	他会計繰入金による収入	437,430
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,196,903
	資金増加額	125,641
	資金期首残高	3,505,315
	資金期末残高	3,630,956

令和6年度神戸市自動車事業会計予定貸借対照表

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	18,846,888	固 定 負 債	12,092,151
運送施設有形固定資産	35,819,054	企 業 債	10,075,891
減 価 償 却 累 計 額	△ 17,199,876	引当金(退職給付引当金)	1,902,545
計	18,619,178	そ の 他 固 定 負 債	113,715
関連施設有形固定資産	178,864	流 動 負 債	8,569,739
減 価 償 却 累 計 額	△ 118,369	一 時 借 入 金	4,500,000
計	60,495	企 業 債	1,135,027
運送施設無形固定資産	140,538	未 払 金	1,937,242
関連施設無形固定資産	1,444	前 受 金	755,377
投 資	25,233	預 り 金	16,582
流 動 資 産	5,772,928	引当金(賞与等引当金)	206,452
現 金 預 金	3,630,956	そ の 他 流 動 負 債	19,059
未 収 金	2,121,575	繰 延 収 益	889,945
貯 蔵 品	20,397	長 期 前 受 金	2,982,490
		収 益 化 累 計 額	△ 2,092,545
		資 本 金	5,168,279
		剰 余 金	△ 2,100,298
		資 本 剰 余 金	2,851,514
		利 益 剰 余 金	△ 4,951,812
		未 処 分 利 益 剰 余 金	△ 4,951,812
合 計	24,619,816	合 計	24,619,816

I . 令和6年度予算の概要

<高速鉄道事業会計>

1 業務の予定量

(1) 運転計画表

区 分	年 間	1 日 平 均	備 考
乗 車 人 員	110,859,990 人	303,726 人	敬老・福祉乗車人員等を含む
乗 車 料 収 入	20,482,984,000 円	56,117,764 円	敬老・福祉乗車負担金等を含む
運 転 走 行 キ ロ	22,375,466 km	61,303 km	
走 行 1 キ ロ 当 り 乗 車 人 員	4.95人		
走 行 1 キ ロ 当 り 乗 車 料 収 入	915円42銭		
1 人 平 均 乗 車 料 収 入	184円76銭		
在 籍 車 両 数	214両		
1 日 平 均 運 転 車 両 数	183両		
列 車 編 成	(西神・山手・北神線) 6両編成	(海岸線) 4両編成	
乗 務 員 数	運転士112人 車掌52人		

(2) 建設改良事業の概要

事 業 名	概 要	事 業 費
高 速 鉄 道 建 設	板宿駅大規模改修工事、西神中央駅リニューアル工事、谷上車庫大規模改修工事、脱炭素化事業、ワンマン化対応改修、駅務機器更新費用、総係費等	千円 18,955,556
付 帯 事 業 建 設	西神中央百貨店ビル設備更新工事、駅ビル設備改修工事、ほか関連事業施設改修等	1,947,054
合 計		20,902,610

2 収入支出一覧

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	高速鉄道 事業収益	25,787,943	1	高速鉄道 事業費	30,519,806
	1 営業収益	22,381,901		1 営業費用	28,058,684
	2 営業外収益	3,406,042		2 営業外費用	2,361,122
				3 予備費	100,000

(注) 当年度純損益(税抜)は△5,925,574千円、累積損益は△95,129,433千円となる。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	資本的収入	24,808,256	1	資本的支出	33,717,450
	1 企業債	17,211,000		1 建設改良費	20,902,610
	2 出資金	3,489,000		2 企業債償還金	11,715,349
	3 補助金	3,354,565		3 投資	321,189
	4 財産収入	3,882		4 保証金返還金	232,502
	5 基金繰入金	432,502		5 他会計繰出金	345,800
	6 雑収入	317,307		6 予備費	200,000

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,909,194千円は、
損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

3 予算実施計画

(1) 収益的収入及び支出

①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
1 高速鉄道事業収益			千円	
			25,787,943	
		1 営業収益	22,381,901	※参考
		1 運輸収入	18,858,060	乗車料金
		2 他会計負担金	1,624,924	敬老・福祉乗車負担金等
		3 運輸雑収入	1,098,998	広告料等
		4 付帯事業収入	799,919	土地物件貸付料
		2 営業外収益	3,406,042	
		1 受取利息及配当金	43	預金利息
		2 他会計補助金	1,226,347	高速鉄道事業運営のための一般会計補助金
		3 長期前受金戻入	2,154,622	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
4 基金繰入金	4,000			
5 雑収入	21,030			

※参考

年 間

1 日平均

乗 車 人 員 110,860千人 303,726人

乗 車 料 収 入 20,482,984千円 56,118千円

1 人平均乗車料収入 184円76銭

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明
1 高速鉄道事業費	1 営業費用		千円	
			30,519,806	
			28,058,684	
		1 線路保存費	1,770,484	線路施設等の維持補修に必要な費用
		2 電路保存費	1,119,465	電路施設の維持補修に必要な費用
		3 車両保存費	1,227,921	車両の維持補修に必要な費用
		4 運 転 費	4,030,396	運転に必要な費用
		5 運 輸 費	2,763,415	駅務に必要な費用
		6 運 輸 管 理 費	2,773,865	運輸管理に必要な費用
		7 一 般 管 理 費	1,342,958	一般管理に必要な費用
		8 減 価 償 却 費	13,030,180	固定資産減価償却費
			2,361,122	
			2,128,567	企業債の支払利息及び諸手数料
			180,000	自動車事業会計への繰出金
			52,555	貯蔵品の払出し
	100,000			
	100,000			

給与費内訳

職員665人（短時間勤務職員37人を含む）の報酬 41,769千円、給料 2,315,241千円、手当等2,757,946千円、法定福利費 1,052,495千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
			千円	
1 資 本 的 収 入			24,808,256	
	1 企 業 債		17,211,000	
		1 企 業 債	16,782,000	建設改良費に充当する企業債
		2 特 例 債	429,000	企業債支払利息の一部に充当する企業債
	2 出 資 金		3,489,000	
		1 他 会 計 出 資 金	3,489,000	高速鉄道建設のための一般会計出資金
	3 補 助 金		3,354,565	
		1 他 会 計 補 助 金	3,219,991	高速鉄道建設のための一般会計補助金
		2 国 庫 補 助 金	134,574	高速鉄道建設のための国庫補助金
	4 財 産 収 入		3,882	
		1 基 金 収 入	3,882	交通事業基金運用益
	5 基 金 繰 入 金		432,502	
		1 基 金 繰 入 金	432,502	保証金返還金等に充当する基金繰入金
	6 雑 収 入		317,307	
		1 保 証 金	317,307	駅ビル・駅構内店舗からの保証金

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明
			千円	
1 資 本 的 支 出			33,717,450	
	1 建 設 改 良 費		20,902,610	
		1 用 地 費	0	鉄道用地等
		2 建 物 費	4,108,549	停車場建設費等
		3 線 路 設 備 費	438,106	土木工事費等
		4 電 路 設 備 費	3,829,814	電力線施設建設費等
		5 車 両 費	1,642,025	車両改良費
		6 機 械 装 置 費	8,777,091	停車場機械建設費等
		7 総 係 費	159,971	職員給与費等
		8 付 帯 事 業 建 設 費	1,947,054	駅ビル設備改修工事等
	2 企 業 債 償 還 金		11,715,349	
		1 企 業 債 償 還 金	8,524,678	
		2 特 例 債 償 還 金	504,766	
		3 資 本 費 負 担 緩 和 債 償 還 金	987,849	
		4 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	1,698,056	
	3 投 資		321,189	
		1 投 資	321,189	交通事業基金造成費
	4 保 証 金 返 還 金		232,502	
		1 保 証 金 返 還 金	232,502	駅ビル・駅構内店舗への保証金返還金
	5 他 会 計 繰 出 金		345,800	
		1 他 会 計 繰 出 金	345,800	自動車事業会計への繰出金
	6 予 備 費		200,000	
		1 予 備 費	200,000	

給与費内訳

職員13人の給料53,737千円、手当等 80,953千円、法定福利費 24,985千円を計上

4 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道事業修繕等 (令和6年度)	令和6～11年度	1,769,000千円
高速鉄道事業建設 (令和6年度)	令和6～10年度	18,527,039千円

5 企業債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高 速 鉄 道 事 業	千円 16,782,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により、借 り入れる（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。）。	9%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入日の翌日から据置期 間を含め、40年以内に毎 年度元利均等その他の方 法により償還する。ただ し、財政上の都合等によ り定額以上を償還し、又 は借り換えることができ る。政府資金を借り入れ る場合は、その融資条件 による。
特 例 債	429,000			
公営企業施設等整理債	493,900			
合 計	17,704,900			

6 一時借入金

借入限度額 15,000,000 千円

7 他会計からの補助金 4,446,338 千円

8 たな卸資産の購入限度額 200,000 千円

(参考)

令和6年度神戸市高速鉄道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	(単位：千円)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 5,925,574
減価償却費	13,030,180
固定資産除却損	1,116,953
長期前受金戻入	△ 2,154,622
退職給付引当金の増減額	△ 190,145
賞与・法定福利費引当金の増減額	△ 12,844
長期前受金収入	△ 2,892
受取利息及び受取配当金	△ 43
支払利息	2,036,508
消費税資本的収支調整額	1,699,307
未収金の増減額	△ 517,530
未払金の増減額	14,284
小計	9,093,582
利息及び配当金の受取額	43
利息の支払額	△ 2,036,508
業務活動によるキャッシュ・フロー	7,057,117
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 21,102,610
固定資産の取得にかかる補助金収入	627,070
投資による支出	△ 321,189
財産収入による収入	3,882
基金繰入金による収入	432,502
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,360,345
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入による収入	—
一時借入の返済による支出	—
建設改良費等の財源に充てる企業債収入	17,211,000
建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 11,715,349
公営企業施設等整理債発行による収入	493,900
出資金による収入	3,489,000
補助金による収入	2,727,495
雑収入による収入	317,307
保証金償還による支出	△ 232,502
他会計繰出金による支出	△ 345,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,945,051
資金増加額	△ 1,358,177
資金期首残高	6,202,126
資金期末残高	4,843,949

令和6年度神戸市高速鉄道事業会計予定貸借対照表

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	274,413,466	固 定 負 債	172,276,908
運送施設有形固定資産	566,101,673	企 業 債	164,065,332
減 価 償 却 累 計 額	△ 303,998,039	引当金(退職給付引当金)	5,421,244
計	262,103,634	そ の 他 固 定 負 債	2,790,332
付帯事業有形固定資産	18,300,924	流 動 負 債	29,958,445
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,553,622	一 時 借 入 金	—
計	6,747,302	企 業 債	15,493,820
運送施設無形固定資産	687,689	未 払 金	12,146,527
投 資	4,874,841	前 受 金	1,659,024
流 動 資 産	14,153,681	預 り 金	103,093
現 金 預 金	4,843,949	引当金(賞与等引当金)	418,373
未 収 金	7,247,959	そ の 他 流 動 負 債	137,608
貯 蔵 品	198,498	繰 延 収 益	56,693,643
前 払 費 用	309	長 期 前 受 金	138,444,487
そ の 他 流 動 資 産	1,862,966	収 益 化 累 計 額	△ 81,750,844
		資 本 金	109,802,900
		剰 余 金	△ 80,164,749
		資 本 剰 余 金	14,964,684
		利 益 剰 余 金	△ 95,129,433
		未 処 分 利 益 剰 余 金	△ 95,129,433
合 計	288,567,147	合 計	288,567,147

Ⅱ. 令和6年度主要事業

〈自動車事業会計・高速鉄道事業会計〉

神戸市交通事業（自動車事業 及び 高速鉄道事業）の 中長期的な経営基盤強化の方向性

経営基盤強化に向けた基本的考え方

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響による移動需要の減少、電気代や燃料費、資材費や労務単価の上昇等により市バス及び地下鉄事業は危機的な経営状況に陥っている。
- ▶このような状況の中、神戸市交通事業審議会答申（令和5年11月）を参考としつつ、これまでの議会におけるご議論を踏まえ、下記4本柱による**経営基盤強化パッケージ**により、短期的な観点としての早急な収支改善とともに、将来を見据えた中長期的な経営基盤の強化をはかる。



〔 経営基盤強化パッケージの4つの柱 〕

01. **安全対策 及び サービス充実**
02. **徹底した経費削減策 及び あらゆる資産を活用した増収策**
03. **運賃改定 及び 割引制度見直し**
04. **情報発信 及び 地域との協働**

01. 安全対策 及び サービス充実

日本一安全・安心な市バスの実現

- ソフト面の取り組み（研修の強化）
- ▶「二度と事故を起こさない」という意識の徹底をはかり、「4.21 三宮重大事故」を過去のものとして風化させないために「安全の礎」を活用した研修を実施。
- ▶運転士の能力に応じた段階別研修を行うほか、定例研修においては新たな専門機器を使用して運転士の行動をデータ化し、把握・分析・改善の取り組みを外部機関協力のもと実施し、添乗調査とあわせ、安全運行を徹底。

●ハード面の取り組み

- ▶全車両に**バックカメラ**を設置。
- ▶研修において運転士自身に、自分の運転の癖を把握させるため、**運転技能評価システム**を導入。
- ▶**ドライブレコーダーを順次更新**する。レコーダーに搭載されている**運転評価機能（デジタルタコグラフ）**を活用することにより、各運転士の詳細な運転操作を把握し、運転に対する評価を実施。
- ▶「ドライバー異常時対応システム（EDSS）」を装備したバス車両を導入。

海岸線へのホームドア設置

- ▶海岸線では少ないながらも転落事故が発生しており、利用者の**安全性向上**の観点からホームドアを海岸線の**全駅**に設置。

地下鉄車内の防犯カメラ設置

- ▶地下鉄車内におけるお客様の安全・安心を守るため、令和5年8月から西神・山手線、北神線営業車両に試験設置している**車内防犯カメラの性能検証**を行い、導入に向けた検討を実施。

市内バス路線における「神戸モデル」の確立

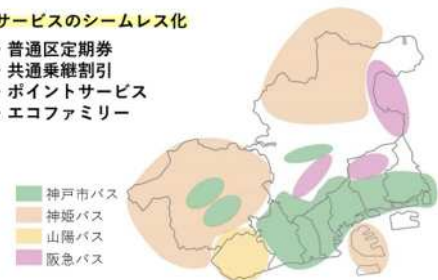
- ▶市内路線バスにおけるサービスのシームレス化、及び民間バス事業者との共同運行により、神戸のどのバスに乗りしても同水準のサービスを受けることができ、さらに、複数のバス事業者で路線を維持することにより市内バス路線網の持続可能性を確保する、全国でも例のない「**神戸モデル**」の構築をめざす。

●市内路線バスにおけるサービスのシームレス化

- ▶運賃・サービスを統一化し「**神戸のバス**」として市民が利用できるよう、サービス・利便性の向上をはかる。
- ▶令和6年度には**神姫バス**に**乗継割引**を適用する。
- ▶段階的に周辺バス事業者への拡大をめざす。

サービスのシームレス化

- ・普通区定期券
- ・共通乗継割引
- ・ポイントサービス
- ・エコファミリー



●共同運行によるバス路線の維持

- ▶現在の市バス路線を市バスと民間バス事業者が共同で運行することで、**路線の持続性を高める**。
- ▶民間移譲ではなく市バス路線として継続、交通局のイニシアティブはそのままに、**民間との協働**により乗車機会の維持・向上をはかる。

共同運行実施



地下鉄拠点駅リニューアルによる高質化

- ▶名谷・西神中央・三宮・板宿駅のリノベーションを進めることにより、**駅の魅力向上**をはかる。



▲三宮東コンコース



▲板宿駅(コンコース階)



▲名谷駅ビルリニューアル

駅舎の美観維持

- ▶令和5年度に全駅で実施した特別清掃実施後のきれいな駅の状態を保つために、日常清掃の方法・回数の見直しや、定期的な特別清掃と同水準の清掃の実施により、**美観の維持**に努める。



▲地下鉄ハーバーランド駅(清掃前)



▲地下鉄ハーバーランド駅(清掃後)

駅トイレのイメージアップ改修

- ▶西神・山手線において、令和6年度は名谷駅、西神中央駅でトイレの内装改修を実施することにより、**駅空間の高質化**をはかる。
- ▶海岸線を含めた全駅において、現在ある和式便器をすべて洋式便器に置き換えるとともに、温水洗浄便座を設置する。



▲改修イメージ(名谷駅)



▲改修イメージ(西神中央駅)

キャッシュレス決済の導入

- ▶インバウンド増加を見据え、地下鉄改札機でのクレジットカードタッチ決済を導入する。
- ▶さらなる利便性向上の取り組みとして、地下鉄改札機でのQRコード決済のシステム開発を進める。

地下鉄・JR 連絡定期券導入

- ▶地下鉄とJRを乗り継ぐお客様の利便性向上のため、JR西日本において、地下鉄との連絡定期券を新たに発売することを目指して、協議・検討を進める。

02. 徹底した経費削減策 及び あらゆる資産を活用した増収策

市バス営業所体制の再構築

- ▶効率的な運営を目指して、垂水営業所の体制を縮小し、人員配置の最適化及び市バス営業所全体の体制の再構築をはかる。

市バス路線再編、需要に応じた運行本数への見直し

- ▶市バス IC カード2タッチ化によって得られた乗降データを活用して、兵庫区・長田区などのバス路線の再編を行う。
- ▶また、より多くの方にご利用いただけるような効率的・効果的なバス路線やダイヤとなるよう引き続き検討を進めていく。

職員と車両の稼働率向上

- ▶職員と市バス車両の稼働率を向上させ、より効率的な運行体制として運営する。

抜本的な駅務体制の見直し

- ▶各駅の駅務機器を一括して監視・操作をする駅務遠隔システム導入し、駅係員の業務を削減し、大幅な配置人員の縮小を進める。
- ▶全駅を遠隔で対応するための部署を設置し、人員を配置する。



脱炭素化推進事業債を活用した設備更新

- ▶脱炭素化推進事業債を活用して、照明 LED 化や駅ホームコンコース等の空調設備高効率化などの省エネ改修を実施する。

定期券発売所の営業時間の見直し

- ▶定期券 WEB 予約サービスの普及にあわせ、定期券発売所の営業時間短縮や定休日の設定など、効率的な運営を検討する。

西神車庫用地の活用

- ▶現在の3車庫体制（名谷・西神・谷上）について、車庫運用の最適化等により、名谷、谷上の2車庫体制とする。これにより、今後廃止する西神車庫用地の一部を有効活用して、西神中央エリアの活性化を図り、リノベーション神戸を推進していく。

伊川谷用地の活用拡充

▶伊川谷エリアの活性化に寄与するため、人口誘引施策として伊川谷駅南側の所管用地の活用方法を見直し、集合住宅等の誘致を進める。


須磨営業所跡地の活用拡充



▶須磨営業所跡地に隣接する古川住宅跡地（建築住宅局所管）について、建築住宅局より有償移管を受けた上で、**一体的な土地利用**をはかる。令和6年度より事業者公募を行う。





 須磨営業所跡地
 古川住宅跡地

●その他

 海岸線投資計画見直し

  コスト削減コンサルの活用

 将来的な舞子高校前バス用地の活用検討

  板宿換気塔ビルの活用

03. 運賃改定 及び 割引制度見直し


市バス運賃改定、及び通勤定期割引率の見直し（令和6年10月予定）

- ▶**普通区**は**平成4(1992)年度**以来、**32年ぶり**（消費税改定を除く）となる**20円**の普通運賃改定を実施する。**近郊区**は**20円改定**を基本とする（一部民間との重複区間を除く）。
- ▶なお、家計負担に直結する**通学定期**については、割引率を引き上げることにより、**改定前の料金を維持**する。（割引率：41%⇒43～47%）（一部民間との重複区間を除く）
- ▶他都市や近隣の民間バス事業者と比較し、市バスの割引率が高いことから、通勤定期割引率の見直しを行う（**割引率 30%→25%**）。


※地下鉄においては、今後バリアフリー料金制度等の検討を行う。

見直し前後の運賃（普通区 定期は1カ月）

	見直し前	見直し後
普通運賃	210円	230円
通勤定期	8,820円	10,350円
通学定期	7,430円	7,430円



 **市バスにおける各種割引制度の見直し（乗継割引・ポイント・PiTaPa）**
（令和6年10月予定）

	見直し前	見直し後
乗継割引	1 乗車目の降車から 2 乗車目の降車が 60分 以内	1 乗車目の降車から 2 乗車目の乗車が 30分 以内
市バスポイント	普通ポイント ・ 2,100円以上：10% ・ 2,100円未満：5% 昼間ポイント ・ 2,100円以上：20% ・ 2,100円未満：10%	普通ポイント ・ 2,300円以上：5% ・ 2,300円未満：2% 昼間ポイント ・ 2,300円以上：10% ・ 2,300円未満：5%
PiTaPa割引	利用額に応じて1～13%	利用額に応じて1～8%



 **地下鉄ポイントサービスの導入（令和6年12月予定）、**
地下鉄回数券・NEW Uラインカードの発売終了（令和6年12月末予定）

- ▶地下鉄回数券・NEW Uラインカードを廃止し、**地下鉄ポイントサービス**へ集約する。
- ▶**鉄道会社間共通**でポイントが貯まり、使える**シームレス**なサービスとする。

見直し前	見直し後	
普通回数券 ・ 同一区間運賃10回分で11回乗車	普通ポイント ・ 1カ月毎の同一区間11回目以上の運賃に10%付与	※ 普通ポイント付与条件は近隣民間鉄道と同水準。 ※ 昼間・土休日ポイントは近隣民間鉄道では導入していない。
昼間回数券 ・ 同一区間運賃5回分で6回乗車	昼間ポイント ・ 1カ月毎の同一区間6回目以上の運賃に10%付与	
土休日回数券 ・ 同一区間運賃5回分で7回乗車	土休日ポイント ・ 1カ月毎の同一区間6回目以上の運賃に20%付与	
Uラインカード ・ 市バスと地下鉄の乗継で20円割引		

  **子育て世帯への配慮**

- ▶家計負担となる**通学定期**運賃の据置（同額を維持※）。
※一部民間との重複区間を除く。
- ▶エコファミリー制度の**通年化**（日本一のサービスの更なる拡充）（令和6年10月予定）
- ▶海岸線中学生以下フリーパスの継続
- ▶U-15（アンダーじゅうご）定期券の継続
- ▶ベビーカーレンタルサービス「ベビカル」の駅構内での継続・拡大（西神中央駅）
- ▶高校生通学定期補助の実施（こども家庭局関連・令和6年9月）

  **64系統2WAY定期の導入（令和7年春予定）**

- ▶市バス64系統の定期券の機能を拡充し、**64系統**と**62系統・北神線**の両ルートに乗車可能な「(仮称)2WAY定期」を導入

04. 情報発信 及び 地域との協働

経営情報のわかりやすい発信

- ▶より市バス・地下鉄を利用いただくため、交通局の経営状況や取り組みをわかりやすく伝える「交通局レポート」の発行を引き続き行う。

市民やご利用者とのコミュニケーションの強化（公共交通の意義や取り巻く状況等）

- ▶市民やご利用者に、交通局の状況をご説明するとともに、ご意見を聞く機会を設ける。

ユーザーが使いやすい市バス・地下鉄情報の充実・発信強化

- ▶市バス・地下鉄をご利用いただいている方に、より多く市バス・地下鉄をご利用いただけるような有益な情報発信を充実する。

地域との協働によるバス路線の編成

- ▶**地域にとってより利用しやすい**路線やダイヤを編成していくため、乗客数の目標値を設定したうえで、実験的にバスを運行する取り組みを実施する。
- ▶令和5年度は菅の台7丁目において、地域の要望を踏まえた実験運行を実施し、目標達成を経て本格運行に移行した。

市民やご利用者に届く発信手法の工夫

- ▶経営情報という言葉や数字だけではわかりづらい情報を、イラストやグラフを使って視覚的にとらえやすく発信するなど、前例にとらわれない、わかりやすく伝わりやすい**情報発信の方法**について**工夫・検討**を行っていく。

《市民やご利用者に届く発信手法の工夫（イメージ）》

素晴らしい運転技術と乗客への配慮だった。

親切

「愛」

無茶苦茶

危険な運

スムーズ

嫌がらせ

「は？」

不安

安心感

不満

市バスは生まれ変わる。

厳しいご意見もお褒めの言葉も、我々はしっかりと受け止め、自分たちが「変わる」ためのエネルギーにしていきます。引き続き様々な声を聞かせてください。そして、これからも生活に身近な乗り物として未来へつないでいけるよう一緒に歩んでいきたいと思ひます。

老朽化

事婦り日の疲れもやされた。

Very Good !!!

雑

さわやか

能すぎる。

感動した。

レベルの高さ

接客

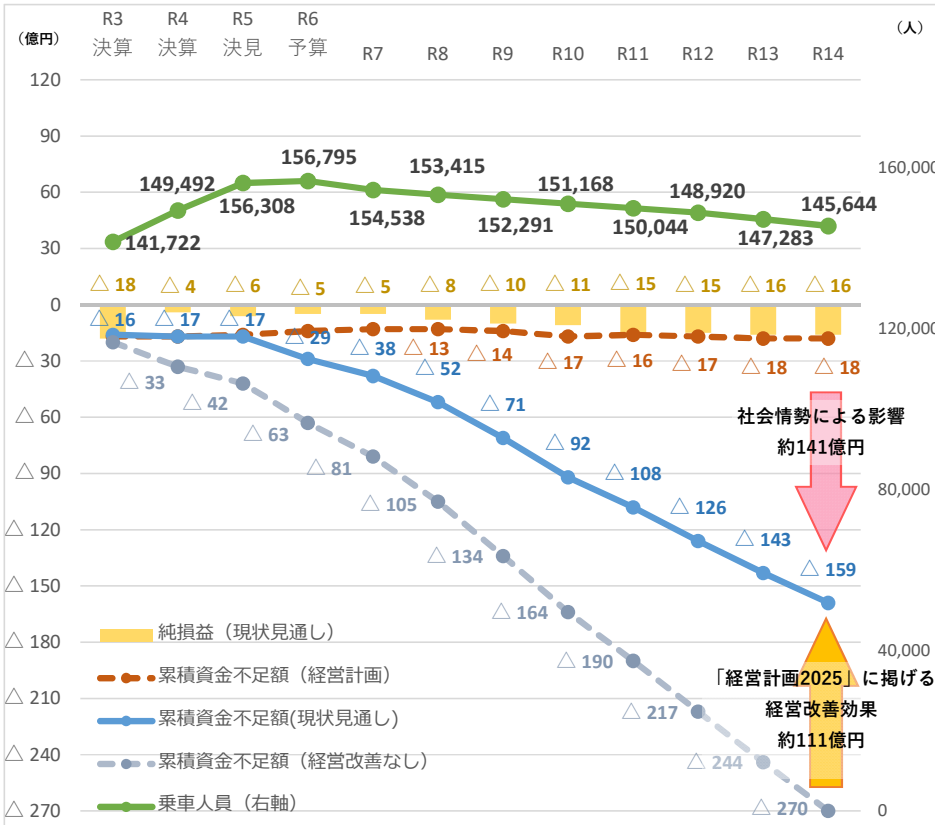
黄色信号

神戸市交通局



自動車事業会計

1. 現状の収支見通し



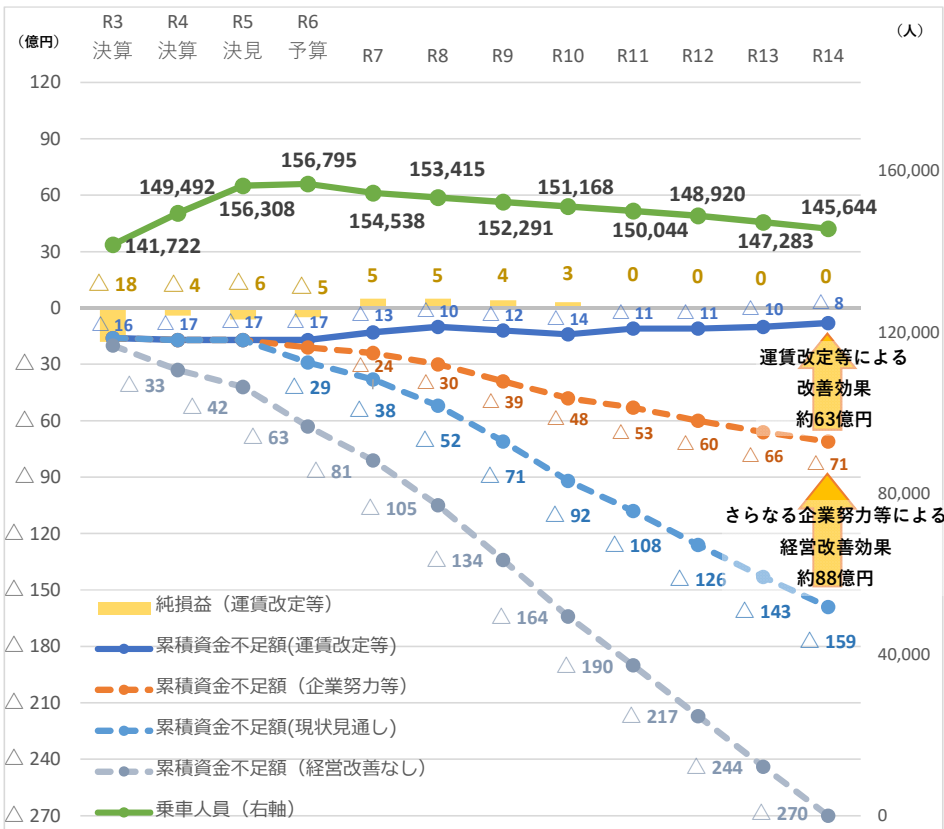
【「経営計画2025」に掲げる 経営改善の効果】

▶企業努力	36億円
▶路線・ダイヤの適正化	54億円
▶高速鉄道事業会計の負担	21億円
計	111億円

【社会情勢による影響】

▶新型コロナ・人口減少	△56億円
▶広告料収入ほか	△19億円
▶エネルギーコスト高騰	△30億円
▶資材費高騰	△10億円
▶取引先の労務単価高騰	△21億円
▶金利高騰	△5億円
計	△141億円

2. さらなる企業努力・運賃改定等を踏まえた収支見通し



【さらなる企業努力等による 経営改善の効果】

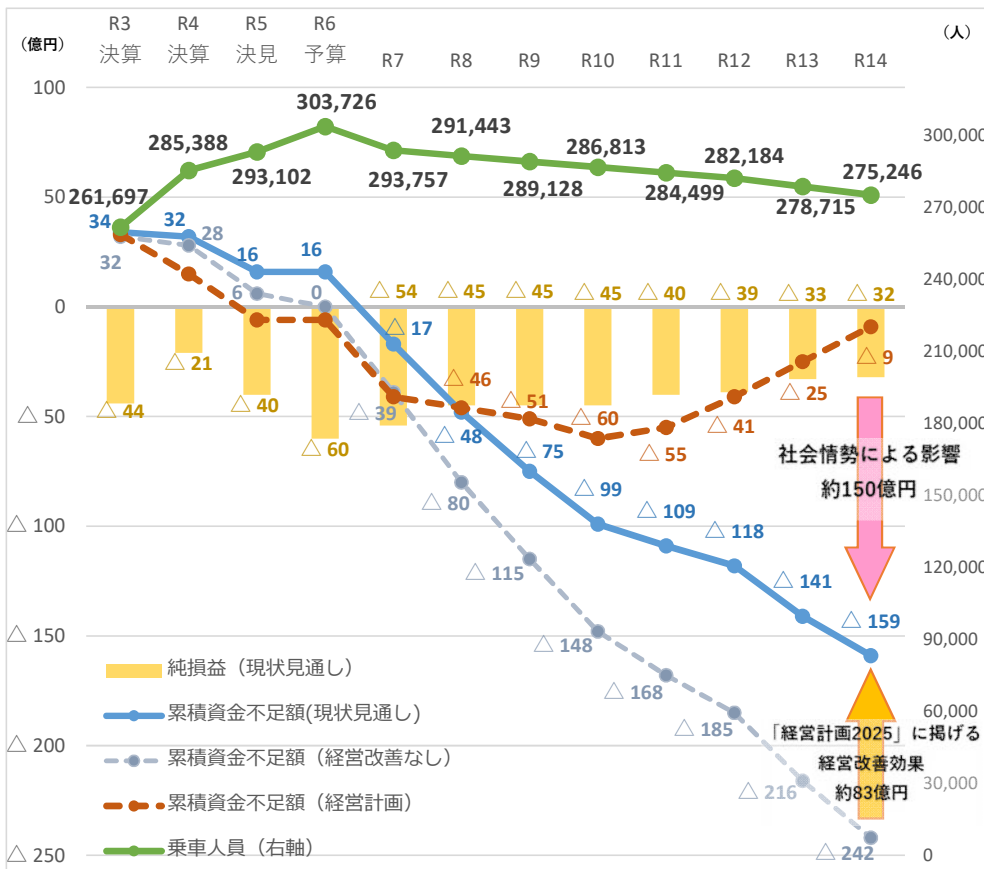
▶企業努力	28億円
▶路線・ダイヤの適正化	20億円
▶基金投入	27億円
▶一般会計負担	13億円
計	88億円

【運賃改定等による改善効果】

▶運賃改定	41億円
▶各種割引制度の見直し	22億円
計	63億円

高速鉄道事業会計

1. 現状の収支見通し



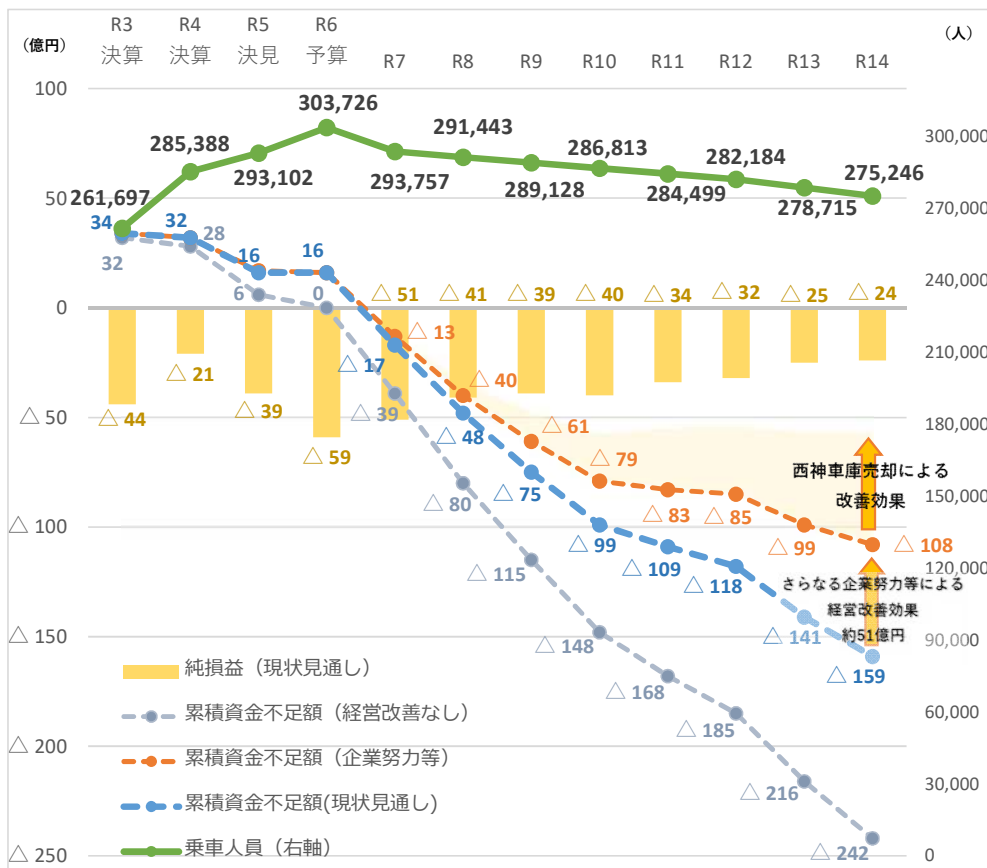
【「経営計画2025」に掲げる 経営改善の効果】

▶企業努力	104億円
▶自動車事業会計への負担 △21億円	
計	83億円

【社会情勢による影響】

▶新型コロナ・人口減少	△9億円
▶広告料収入ほか	△27億円
▶エネルギーコスト高騰	△46億円
▶金利高騰	△51億円
▶その他	△17億円
計	△150億円

2. さらなる企業努力を踏まえた収支見通し



【さらなる企業努力等による 経営改善の効果】

▶企業努力	29億円
▶各種割引制度の見直し	14億円
▶脱炭素化債事業の推進	8億円
計	51億円

※西神車庫売却により、さらなる改善効果が見込まれる

令和6年度主要事業一覧

1. 安全・安心・信頼の確保

599,927千円

《安全運行の徹底／安全運行を支える基盤の構築》

(1) 再発防止に向けた研修・取り組み（再掲）

「4.21 三宮重大事故」を過去のものとして風化させないため、毎年4月16日～5月15日を「市バス事故ゼロ・安全安心運転推進月間」に設定し、“4月21日を忘れない取り組み”を引き続き実施する。

当時の事故の状況をパネルや新聞記事等で展示した研修施設「安全の礎」を、採用時や研修の機会等に積極的に活用することで、「二度と事故を起こさない」という意識の徹底を、委託営業所も含めたすべての職員に徹底する。

また、運転士の能力に応じた段階別研修を行うほか、定例研修においては新たな専門機器を使用して運転士の行動をデータ化し、把握・分析・改善の取り組みを外部機関協力のもと実施し、添乗調査とあわせて安全運行の徹底をはかる。

さらに、市バス運転士に対するソフト面の取り組みに加え、市バス車両に関する取り組み（ハード面）として、全車両へのバックカメラ設置を進めていくとともに、安全報告書に具体的に記載しホームページで公表することで、市民やお客様に対して「見える化」をはかっていく。



▲安全の礎研修



▲バックカメラ

(2) 市バス営業所における組織風土改革

令和4年3月に生じた市バス営業所におけるハラスメント事案を受けて実施した、弁護士による外部調査や第三者調査委員会からの調査結果報告を踏まえ、引き続き、再発防止策や管理体制の強化、風通しのよい職場づくり等の取り組みを強力に実施していく。

令和6年度はこれらの取り組みに加え、職員の資質向上やキャリアプランの策定、職員の健康管理の強化、職務へのモチベーション向上に向けた取り組みを実施する。

また、各種取り組みが継続的かつ有効に機能しているかどうかを外部の目で確認していくため、外部委員による評価委員会を設置する。

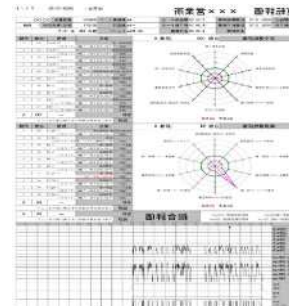
- ・職員の能力に応じた研修の実施
- ・時間外勤務の管理徹底および削減
- ・看護職員による健康管理の強化
- ・外部委員による営業所の管理運営に関する評価委員会の設置および評価の実施
- ・垂水営業所の体制の縮小（営業所から支所へ変更）
- ・営業所における女性運転士の専用スペース整備（石屋川営業所） など

【参考】これまでの主な実施内容

- ・市バス営業所におけるハラスメント等の不適切行為の実態把握を行うため、弁護士による外部調査や第三者委員会の設置による調査を実施
- ・調査結果報告に基づいた事実認定により関係職員への処分を実施
- ・交通事業管理者の直接指揮による定例の戦略会議（運営改善会議）において、不適切事案の再発防止策をはじめ、職場における課題・問題点の把握、分析による組織風土改革施策の企画立案、実施
- ・令和4年10月に策定した「交通局自動車部営業所人事・組織運営方針」に基づき、営業所長への現場経験者の登用や長期在籍者の計画的な人事異動等を実施
- ・令和4年11月に新設した営業所統括部門による営業所間で異なるルールの統一化、業務の最適化、改善基準告示を遵守する勤務体制への対応
- ・全国的に不足している市バス運転士採用の強化（年齢上限の緩和や大型二種免許取得支援制度の導入、女性運転士採用のための取り組み強化）など

（3）ドライブレコーダーの更新に合わせた安全運行に対する評価の実施（再掲）

現在、ドライブレコーダーの順次更新を行っており、令和6年度は99台（新車24台含む）の更新を行う。ドライブレコーダーに搭載されている運転評価機能（デジタルタコグラフ）を使用した各運転士の詳細な運転操作の把握と管理職等による添乗調査を行うことにより、安全運行に対する評価を実施する。



▲デジタルタコグラフ（運転評価システム）

（4）海岸線へのホームドア設置（再掲）

駅ホームにおける高齢者、障害者等の転落事故や列車との接触事故に対する安全・バリアフリー対策として、海岸線全駅にホームドアを設置する。

民間事業者へサウンディング市場調査を実施し、全駅整備の事業化に向けて、技術的なノウハウ等のヒアリングを行っており、民間事業者からの意見・提案等を踏まえて事業化、及び具体的なホームドアの設置時期について検討を進める。

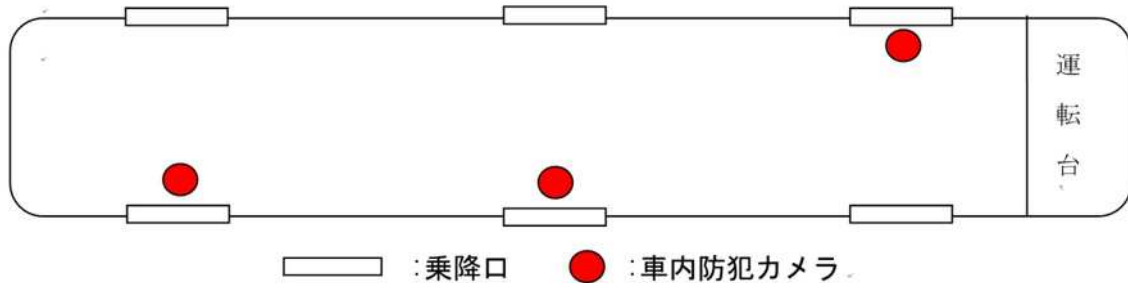
（5）地下鉄駅施設のユニバーサル対応の推進

ユニバーサルデザインに配慮した駅施設になるように、令和6年度は湊川公園駅西口エレベーター設置工事に取り組むほか、妙法寺駅や上沢駅のエレベーターについて更新を行う。

(6) 西神・山手線 車内防犯カメラ設置 (再掲)

地下鉄車内におけるお客様の安全・安心を守るため、令和5年8月から西神・山手線、北神線営業車両に試験設置している車内防犯カメラの性能検証を行い、導入に向けた検討を行う。

【設置位置・試験設置状況】



2. 快適で質の高いサービスの提供

1,001,155 千円

《快適なサービスの提供／「わかりやすさ・使いやすさ」の提供・追求》

(1) 定期券購入の利便性向上

① 定期券 WEB 予約サービスの普及

令和5年3月に導入した、WEBで定期券購入の予約を行い、地下鉄各駅等の自動定期券発売機で決済・発券をする「定期券WEB予約サービス」の周知・普及に引き続き取り組む。

市バス・地下鉄車内広告やトレインビジョン、デジタルサイネージでのPRのほか、高校・大学等への資料送付や個別訪問を他の交通事業者とも連携して行うなど、様々な広報手段を用いて広く利用者への周知を行い、定期券購入の利便性向上と定期券発売所の混雑緩和をはかっていく。



② 自動定期券発売機の新規設置

「定期券WEB予約サービス」をより多くの方にご利用いただくとともに、市東部地域における定期券購入の利便性をさらに向上させるため、JR六甲道駅の商業施設（プリコ六甲道）に自動定期券発売機を令和6年3月中に新規設置し、4月より稼働を開始する。

③定期券発売所の体制見直し（再掲）

今後、さらに定期券 WEB 予約サービスおよび自動定期券発売機の利用促進をはかることで、定期券購入の利便性を一層向上させる。一方、極めて厳しい財政状況を踏まえ、係員定期券発売所の営業時間短縮や営業日数の縮小を実施し、より効率的な運営体制を目指していく。

神戸電鉄湊川駅および谷上駅定期券発売所については、令和6年4月より定休日を設定する（湊川：火曜日定休、谷上：水・金曜日定休）。名谷駅および西神中央駅定期券発売所は、令和6年5月より平日の営業時間を12時開始に変更する。

阪神電車御影駅定期券発売所については、阪神電鉄において、今後の取り扱いを検討中である。

【自動定期券発売機】

場所	変更内容	取扱時間
地下鉄各駅	—	始発～終電 (※クレジット決済：始発～23:30 ICoca 定期：始発～0:50)
阪神御影駅前	—	平日・土曜 7:30～19:00 / 日曜・祝日 10:00～16:30
JR 六甲道駅 (プリコ六甲道)	新規設置 (R 6. 4月～)	平日・土曜 10:00～19:00 / 日曜・祝日 10:00～16:30 休業日：プリコ六甲道休館日

【係員定期券発売所】

場所	変更内容	営業日時（変更前）	営業日時（変更後）
地下鉄 三宮駅	—	平日・土曜 7:00～19:30 日・祝 10:00～17:00 休業日：無休	—
新長田駅	— ※1	平日 12:00～19:00 日・祝 10:00～17:00 休業日：土曜	—
名谷駅	営業時間変更 (R 6. 5月～) ※1	平日 7:00～19:00 土・日・祝 11:00～18:00 休業日：無休	平日 12:00～19:00 土・日・祝 11:00～18:00 休業日：無休
西神中央駅	営業時間変更 (R 6. 5月～) ※1	平日 8:00～19:00 土・日・祝 11:00～18:00 休業日：木曜	平日 12:00～19:00 土・日・祝 11:00～18:00 休業日：木曜
神戸駅前営業所	—	平日・土曜 12:00～19:00 (月末3日～月初め2日の 日・祝は営業) 休業日：日・祝・第3水曜	—
神戸電鉄湊川駅 ※デュオ神戸地下街	定休日新設 (R 6. 4月～) ※2	平日・土曜 7:10～19:40 日・祝 9:00～17:00 但し 12:30～13:30 は休業 休業日：無休	平日・土曜 7:10～19:40 日・祝 9:00～17:00 但し 12:30～13:30 は休業 休業日：火曜
地)谷上駅	定休日新設 (R 6. 4月～) ※2	平日・土曜 7:10～19:40 日・祝 9:00～17:00 但し 12:30～13:30 は休業 休業日：無休	平日・土曜 7:10～19:40 日・祝 9:00～17:00 但し 12:30～13:30 は休業 休業日：水曜・金曜
阪神電車御影駅	—	平日 11:00～19:00 休業日：土日祝・8/13～15	—

※1：繁忙期（3月下旬～4月上旬）の平日は10時営業開始

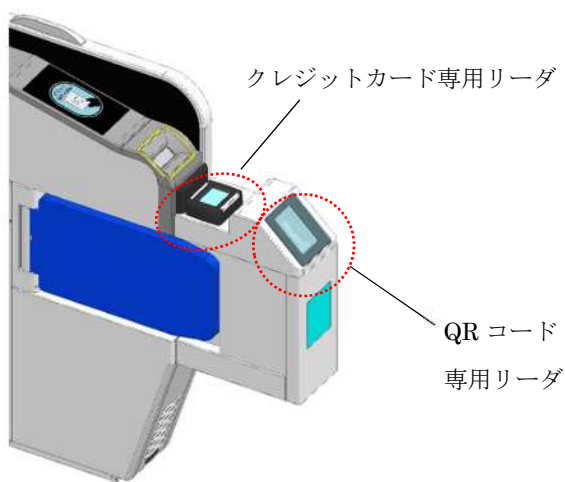
※2：繁忙期（3月下旬～4月上旬他）は定休日なし

(2) インバウンドを見据えたクレジットカードタッチ決済・QRコード決済の導入（MaaSの推進）（再掲）

神戸空港の国際化対応や大阪・関西万博の開催などによるインバウンド増加も見据え、地下鉄改札機でのクレジットカードタッチ決済を令和6年4月に導入する。

また、さらなる利便性向上の取り組みとして、地下鉄改札機でのQRコード決済のシステム開発を進め、令和7年春を目途にスマートフォンを活用したデジタル企画乗車券を導入する。

なお、取り組みにあたっては、外国人観光客が神戸の街を快適に周遊いただくために、令和4年11月に設置された「関西MaaS協議会」とも連携していく。



▲地下鉄改札機イメージ



▲QRコードのイメージ

(3) 地下鉄回数券・NEW Uラインカードの、地下鉄ポイントサービスへの統合（再掲）

関西エリアを運行する民間鉄道共通でポイントが貯まり、使えるシームレスなサービスとして地下鉄ポイントサービスを導入する。これにより、1枚のICカードで便利にお使いいただけるよう、地下鉄と民間鉄道を含めた公共交通ネットワークの利便性向上をはかる。なお、本サービスの導入により、磁気定期券、回数券及びNEW Uラインカードの発売を終了する。

(地下鉄ポイントの概要)

種類	付与対象	付与ポイント割合	他社の実施状況
普通ポイント	1ヵ月毎の同一区間 11回目以上の運賃	10%	他社で実施事例あり
昼間ポイント	1ヵ月毎の同一区間 6回目以上の運賃	10%	交通局のみ実施
土休日ポイント	1ヵ月毎の同一区間 6回目以上の運賃	20%	交通局のみ実施

(スケジュール)

令和6年	11月末	地下鉄磁気定期券発売終了
	12月～	地下鉄ポイントサービス開始
	12月末	地下鉄回数券・NEW Uラインカード発売終了

(4) 地下鉄・JR 連絡定期券の導入（再掲）

地下鉄と JR を乗り継ぐお客様の利便性向上のため、令和 7 年春を目途に、JR 西日本において、地下鉄との連絡定期券を新たに発売することを目指して、協議・検討を進める。

(5) 市バス 64 系統定期券の 2WAY 化（再掲）

市バスの地下鉄に対するフィーダー機能を強化し、利便性向上による北神地域の活性化をはかるため、令和 7 年春を目途に、市バス 64 系統定期券で「市バス 62 系統」及び「地下鉄 谷上～三宮」にも乗車可能とする

(6) バスサイネージの整備

神戸市営地下鉄が接続する市内の交通結節点において、わかりやすいバス案内の充実により、シームレスな乗り継ぎによる利便性向上やサービス向上、まちの高質化をはかるため、西神中央駅と名谷駅において、拠点駅・広場のリニューアルにあわせてバスサイネージを整備する。

（設置スケジュール）

西神中央駅 令和 6 年度中

名谷駅 令和 6 年度中



▲サイネージのイメージ

(7) お客様サービス・接遇の向上

市バスでは、お客様から寄せられるサービス・接遇に関するご意見やご要望について、市バス各営業所間で情報共有するとともに、対応を協議検討し、市バス全乗務員に周知する。また、乗務員研修等で、自動車運転士ハンドブックに基づいた接遇教育を行う。

さらに、管理職による添乗調査の結果に基づいた個別指導を強化するとともに、優良運転士には、表彰制度（グッドドライバー賞）や「サンキューカード」の交付によりモチベーションアップをはかる。

地下鉄では、市バスと同様にお客様からのご意見等を逐次共有して改善に活かすとともに、外部講師による接遇研修、定期教育訓練における接遇研修を引き続き実施し、市バス・地下鉄とも一層のサービス・接遇の向上をはかる。

(8) バスの行先表示やバス停名の改善

観光のお客様や不案内なお客様にとってもわかりやすい案内表示とするために、知名度が高い施設や地名を使用した行先表示やバス停名への変更を進めていく。

【停留所名称の変更】

変更前	変更後	バス停が所在する路線名
西柳原（国道 2 号南側北行路線）	兵庫大仏前	新 9・93 系統

(9) ホームページのリニューアル 等

お客様にとって、わかりやすく、アクセスしやすい案内や情報発信を行うため、サイト構成やデザインを見直し、使い勝手・使い心地の良いホームページへのリニューアルを、令和6年度中を目途に実施する。

乗換案内や、X（旧ツイッター）における異常時の運行情報など、多くのお客様が求める情報に簡単に早くアクセスできるように改善するとともに、経営情報等のわかりやすく伝わりやすい情報発信につなげることで、お客様満足度をさらに高め、市バス・地下鉄の利用促進をはかる。

3. 「市民の足」の確保

24,530千円

≪「市民の足」の確保・維持／もっと乗っていただける公営交通の実現≫

(1) 情報発信の強化（再掲）

①経営情報のわかりやすい発信

新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の浸透から、利用人数が大幅に減少しているなか、より市バス・地下鉄を利用いただくため、交通局の経営状況や取り組みをわかりやすく伝える「交通局レポート」の発行を引き続き行う。

②市民やご利用者に届く発信手法の工夫

交通局の経営状況や取り組みについて、知っていただくことはもちろん、改めて市民の方とともに公共交通の未来への存続を考えていくためにも、経営情報という言葉や数字だけではわかりづらい情報を、イラストやグラフを使って視覚的にとらえやすく発信するなど、前例にとらわれない、わかりやすく伝わりやすい情報発信の方法について工夫・検討を行っていく。

③市民やご利用者とのコミュニケーションの強化（公共交通の意義や取り巻く状況など）

市民やご利用者に、交通局の状況をご説明するとともに、ご意見を聞く機会を設ける。

④ユーザーが使いやすい市バス・地下鉄情報の充実・発信強化

市バス・地下鉄をご利用いただいている方に、より多く市バス・地下鉄をご利用いただけるような有益な情報発信を充実する。

(2) お客様の意見の積極的な収集

市バスホームページのお問い合わせフォームにアクセスできる「QRコード」を主要停留所や車内に設置している「お客様の声ハガキ」に掲出し、積極的にご意見やご要望を募る。さらに、いただいた意見やご要望を活用し、サービスの充実をはかる。

また、「市バス・地下鉄アンケート」を実施し、実際にご利用いただいているお客様からの率直なご意見を募り、アンケート結果を全職員に周知することにより、サービス向上・業務改善につなげていく。



(3) 『実証実験 三宮・エリア110』の継続

都心の回遊性向上及び市バス乗車機会の拡大を目的に、三宮都心部において、エリア内の市バスをICカードでご乗車いただいた場合に、大人料金を半額の110円に割引する「実証実験 三宮・エリア110」を継続実施する。

※運賃改定に伴い、令和6年10月より「三宮・エリア120」となる。

(目標利用人数：令和6年度までに年間26万人(1日あたり700人)のご利用)

より多くの方にご利用いただけるよう、エリア内の施設利用者やビジネス利用者といったターゲットの利用シーンに応じた広報戦略を展開する。



▲「三宮 エリア・110 1日あたり利用者数の推移」
(7日間移動平均)

(4) 海岸線中学生以下無料化の継続実施

既設インフラの有効活用による地域活性化、及び沿線地域への若年世代・子育て世帯の交流・流入・定住促進による乗客増を目的として、令和5年度から本格実施に移行した地下鉄海岸線中学生以下無料化について、継続実施する。

(5) 2タッチデータを活用した試験運行及び増減便

令和4年7月に開設した中央区役所・中央文化センターへのアクセス向上に関する若菜・二宮地区の地域団体からの要望を受けて、「国香通5丁目」「阪急春日野道」を通るルートでの試験運行を実施する。また、菅の台7丁目バス停の増便実験については、本格運行へ移行した。

なお、試験運行後、乗降データでのご利用状況を確認し、以降の運行について検討を引き続き行う。また、2タッチデータによる乗客需要に見合った増減便を行う。

【令和6年度の増・減便】

系統	運行区間	(平日)					(土曜)					(日祝)				
		変更前	変更後	増減	内訳		変更前	変更後	増減	内訳		変更前	変更後	増減	内訳	
					増便	減便				増便	減便				増便	減便
2	JR六甲道～阪急六甲～三宮神社	325	323	▲2	3	5	(変更なし)									
15	名谷駅前～青山台	33	34	▲1	1	0	33	43	10	10	0	33	43	10	10	0
16	阪神御影～六甲ケーブル下	273	274	▲1	4	3	(変更なし)									
18	三宮駅ターミナル前～摩耶ケーブル下～JR六甲道	42	45	▲3	3	0	57	58	1	1	0	57	58	1	1	0
22	西神中央駅前～西体育館～西神中央駅前	94	93	▲1	-	1	(変更なし)									
24	西神中央駅前～狩場台～西神中央駅前	66	64	▲2	-	2	(変更なし)									
28	西神中央駅前～西体育館～西神中央駅前	101	99	▲2	-	2	(変更なし)									
29	三宮駅ターミナル前～HAT神戸～三宮駅ターミナル前	58	56	▲2	-	2	(変更なし)									
34	魚崎車庫前～JR甲南山手駅	71	68	▲3	-	3	(変更なし)									
36	阪神御影～鶴甲団地	121	125	▲4	4	-	81	74	▲7	1	8	81	74	▲7	1	8
38	阪神御影～渦森台	129	127	▲2	-	2	(変更なし)									
46	西神南駅前～ハイテクパーク～西神南駅前	64	62	▲2	-	2	(変更なし)									
51	舞子駅前～県前～学園都市駅前	59	57	▲2	-	2	(変更なし)									
53	舞子駅前～学が丘～学園都市駅前	145	143	▲2	-	2	(変更なし)									
54	舞子駅前～本多間～学園都市駅前	93	91	▲2	-	2	(変更なし)									
55	朝霧駅前～神陵台	36	35	▲1	-	1	(変更なし)									
64	三宮駅ターミナル前～箕谷～神戸北町	229	223	▲6	1	7	200	196	▲4	-	4	160	156	▲4	-	4
66	貿易センター前～しあわせの村	(変更なし)					80	77	▲3	-	3	83	77	▲6	-	6
70	名谷駅前～白川台～名谷駅前	149	145	▲4	-	4	(変更なし)									
73	名谷駅前～妙法寺駅前	160	156	▲4	-	4	150	134	▲16	-	16	150	134	▲16	-	16
76	名谷駅前～神の谷～名谷駅前	102	97	▲5	-	5	93	78	▲15	-	15	77	78	▲1	1	-
77	名谷駅前～落合～名谷駅前	96	90	▲6	-	6	80	66	▲14	-	14	80	66	▲14	-	14
92	石屋川～三宮神社	183	177	▲6	-	6	169	148	▲21	-	21	169	148	▲21	-	21
161	学園都市駅前～舞多間～学園都市駅前	19	19	-	1	1	(変更なし)									

減便路線 24路線 2,648 2,603 ▲45 17 62 943 874 ▲69 12 81 890 834 ▲56 13 69

※ 兵庫・長田、43系統を除く

(6) 摩耶山（まやビューライン）・六甲山（六甲ケーブル）等への輸送力強化

令和3年度から運行を開始した三宮駅ターミナル前から摩耶ケーブル下までの急行便、JR 六甲道から六甲ケーブル下までの急行便を引き続き運行する。

系統	運行区間	内容	備考
18 系統 急行便	三宮駅ターミナル前～地下鉄三宮駅前～新神戸駅前～摩耶ケーブル下	三宮から摩耶ケーブル下までの急行バスをまやビューラインの運行に合わせて運行し、摩耶山への観光客のアクセスの利便性向上をはかる。 土休：往路3本（予定）	令和6年4月27日～5月6日、7月20日～12月1日
106 系統 急行便	JR 六甲道～阪急六甲～六甲ケーブル下	JR 六甲道、阪急六甲から六甲ケーブル下への急行バスを運行し、六甲山への観光客のアクセスの利便性向上をはかる。 平土休：往路10本、復路多客時運行（予定）	令和6年4月26日～5月6日

(7) エコファミリー制度の通年化、エコショッピング制度の継続（再掲）

令和6年10月の市バス運賃改定とあわせて、子育て世帯の負担軽減のため、市バス・地下鉄において、土・日・祝日、夏季期間、年末年始に大人が同伴する小学生以下の料金を2人まで無料としているエコファミリー制度を通年化する。

また、市バスまたは地下鉄を利用して提携した店舗や施設でのイベント等に出かけていただいたお客様に割引などのサービスを提供するエコショッピング制度についても引き続き実施する。

4. 神戸のまちづくりへの貢献

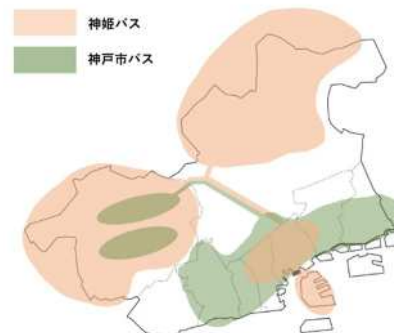
7,330,998 千円

《公営交通としてまちづくりに貢献／市バス・地下鉄の連携、シームレス化》

(1) 市内路線バスにおけるサービスのシームレス化の推進（再掲）

市バス普通区 IC 定期券について、普通区内の神姫バスとの共通利用を引き続き実施するとともに、令和6年度には、市バス乗継割引を神姫バスにも適用する。

また、その他の民間バス事業者とのサービスのシームレス化の実現に向けて引き続き協議を進め、市域バスネットワークの利便性向上をはかっていく。



市バス普通区 IC 定期券で乗車可能な神姫バス（一部路線は神姫ゾーンバスが運行）の区間

エリア	系統名	区間
西神中央	13・17	西神中央駅前～櫛谷中央
	20・20A・75・80・81	西神中央駅前～農業公園
	27・120	西神中央駅前～神戸ワイナリー
	12・70・73・74	西神中央駅前～西神工業団地口
	37A・39・76・82	西神中央駅前～高塚高校前
	18・快18	高塚台5丁目～興亜池公園南
	38・39・43・44・92・92A・93・93A	西神中央駅前～春日台4丁目
西神南	15	西神南駅前～井吹台西小学校南
ポートアイランド線		神戸ポートオアシス前三宮駅前～新神戸駅前 神戸駅南口～元町商店街～神戸三宮バスターミナル
ポートループ		全線
神戸駅／名谷駅	14	神戸駅南口～平野
	38	神戸駅南口～白川台
	14	名谷駅前～白川台

◆山手線および共同運行の24、71、75系統も利用可能

(2) 誰もが利用しやすいバス停の整備

高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して移動できる環境を整備するため、まちづくりの視点から、バス利用者だけでなく誰もがバス停施設を利用できるようにし、街路景観にも配慮しながら、一般会計からの支援を受け、ベンチ（令和5～7年度の3か年で450か所程度）及び上屋（令和5～7年度の3か年で15か所程度）を整備する。



▲ベンチ整備イメージ

【令和6年度予定】

ベンチ：150ヶ所

上 屋：7ヶ所（上屋 令和6年度整備予定場所
：戸政町（東行・西行）、大田町2
（西行）、大田町6（東行・西行）、
税関前（北行・南行））



▲上屋整備イメージ

(3) 西神・山手線拠点駅（名谷・西神中央・三宮・板宿）のリノベーション（再掲）

①名谷駅ビルのリニューアル及び拡充

「リノベーション・神戸」の一環として、令和5年6月に開業した商業施設tete名谷北ゾーンに続き、南ゾーンの開業に向けた駅ビルリニューアルに取り組む。

また、駅前のバスターミナルは駅や沿道の商業施設のご利用者等、多くの人が行き交うため、バス停上屋を拡張することで歩行者空間の高質化をはかる。

令和5年度：「tete名谷」北ゾーンオープン(6/30)

駅ビルリニューアル工事着工

バスターミナル上屋工事着工

令和6年度：駅ビルリニューアル完了

令和8年度：バスターミナル上屋完成



▲駅ビルリニューアル

②西神中央駅リニューアル

西区の中心かつ玄関口として、成熟した街・落ち着いた雰囲気醸成するため、駅構内のデザイン改修とバスターミナルのリニューアルを実施する。

駅構内デザイン改修：令和6年夏頃詳細設計

令和7年秋頃リニューアル完成（予定）

バスターミナル：令和6年度 リニューアル工事着工

令和8年度 リニューアル工事完成（予定）

③三宮駅東コンコースリニューアル

都心三宮再整備事業、及び「さんちか」のリニューアルに合わせて、西神・山手線三宮駅東コンコースのデザイン改修・トイレのリニューアル（スペース拡大・機能向上等）を、令和6年度の完成を目指し引き続き工事を進め、都心三宮の拠点駅としての魅力向上をはかる。



▲改修イメージ

(JR連絡口から改札口方向)



▲改修イメージ

(改札前から各連絡通路)

④板宿駅リニューアル

開業から46年を経て駅施設の老朽化が進んでおり、山陽電鉄との乗換え駅でもある板宿駅についてリニューアルを行う。板宿駅のリニューアルデザイン案について市民投票を実施し、『「まちの活気」～まちの賑わいと温もりを落ち着いた調子で表現～』に決定した。現在、この案を元に詳細設計を進めており、令和8年秋頃の完成を目指して進めていく。



▲改修イメージ（コンコース階）

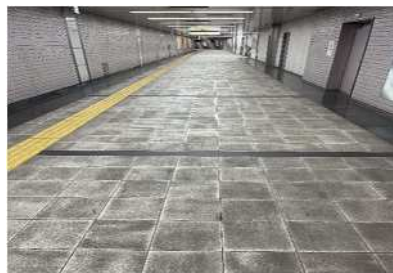


▲改修イメージ（ホーム階）

(4) 地下鉄駅構内の美装化・改善（再掲）

①駅舎特別清掃後のフォローアップの取り組み

令和5年度に全駅で実施した特別清掃実施後のきれいな駅の状態を保つために、これまで行っていた日常清掃業務のホーム階、コンコース階の床、壁及びトイレの清掃方法や清掃回数を見直すほか、日常清掃でも落ちない汚れが目立つ場所については、定期的に特別清掃と同水準の清掃を行い、美観の維持に努める。



▲地下鉄ハーバーランド駅（清掃前）



▲地下鉄ハーバーランド駅（清掃後）

②駅トイレのイメージアップ改修による駅空間の高質化

お客様の利便性・快適性向上のため、西神・山手線において、令和6年度は名谷駅、西神中央駅でトイレの内装改修を実施する。また、海岸線を含めた全駅において、現在ある和式便器をすべて洋式便器に置き換えるとともに、温水洗浄便座を設置する。



▲改修イメージ（名谷駅）



▲改修イメージ（西神中央駅）

（5）カーボンニュートラルの実現（再掲）

①脱炭素化推進事業債を活用した設備更新（脱炭素化事業）

2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、神戸市地球温暖化防止実行計画の施策として、駅舎の省エネルギー化の推進などを掲げているなか、駅舎をはじめ、交通局所管の全施設を対象に、脱炭素化推進事業債を活用して、照明LED化や駅ホームコンコース等の空調設備高効率化などの省エネ改修を実施し、CO₂削減をはかる。（令和6年度に事業者を選定し、令和7年度末までに順次実施予定）

②水素バス（燃料電池バス）の運行

水素スマートシティ神戸構想を掲げているなか、水素社会の推進に貢献するため、CO₂や環境負荷物質を排出しないクリーンな水素バス（燃料電池バス）を導入しており、引き続き7系統（神戸駅前～市民福祉交流センター前）等で運行する。



▲水素バス（燃料電池バス）

（6）西神車庫用地の利活用（再掲）

北神線の市営化による現在の3車庫体制（名谷、西神、谷上）について、車庫運用の最適化等により名谷、谷上の2車庫体制とする。今後、廃止する西神車庫用地の一部を有効活用して、西神中央エリアの活性化を図り、リノベーション神戸を推進していく。

令和6年度は、西神車庫の廃止に向けた工事を進めていくとともに、合理的かつ健全な高度利用をはかっていくことを目的とした都市計画手続きを進めていく。

- ・令和5年度：サウンディング調査等の実施、土地利活用の方向性の協議
- ・令和6年度：不要施設等撤去工事、都市計画手続き
- ・令和7年度：西神車庫の廃止
- ・令和8年度以降：利活用の実施

(7) 伊川谷用地の利活用（再掲）

伊川谷エリアの活性化に寄与するため、人口誘引施策として伊川谷駅南側の所管用地の活用方法を見直し、集合住宅等の誘致を進める。

令和6年度は、事業者公募を行い、選定事業者による設計を進める。

- ・令和5年度：都市計画変更
- ・令和6年度：事業者公募、選定、選定事業者による工事設計
- ・令和7年度以降：工事着工

(8) 須磨営業所の跡地活用拡充(再掲)

須磨営業所跡地における現賃貸借契約の満了を機に、隣接市有地との一体的な土地活用を進めることにより、地域の活性化をはかるとともに、健全な公営交通サービスの提供に資する収益確保に努める。令和6年度は地域や市場のニーズを踏まえた事業者公募を実施し、工事着手に向け事業者と協議を進める。

- ・令和6年度：公募要件の決定、事業者公募、選定
- ・令和7年度：現契約満了、新規契約締結、工事着手



(9) 海岸線の集客増対策や地域活性化への貢献

沿線に人が集まり、地域が元気になるよう、地域の活性化や応援をはかる取り組みを他部局や地域のキーマンと連携して実施し、乗客増につなげる。

また、兵庫津ミュージアムのグランドオープンやこども家庭センター・こべっこランドの移転・オープン、外来生物展示センターのオープンによる新たな人の動きに呼応して、ふさわしい駅の雰囲気づくりを進めていくとともに、企画乗車券の発売やイベントなど連携事業を実施し、海岸線の魅力向上とPRをはかる。



▲ヴィッセル神戸 J1 初優勝構内装飾
(三宮・花時計前駅)



▲こべっこランド構内装飾 (和田岬駅)

(10) 北神地域活性化への貢献

谷上駅周辺の店舗や神戸電鉄との連携を一層深めていくことで、谷上駅の拠点化、北神地域の活性化に貢献していく。

乗車券と地域の飲食店や施設で利用できる金券・優待券がセットになった「有馬グルメ&湯けむりチケット」「有馬温泉太閤の湯クーポン」等企画乗車券の発売のほか、ハイキング等イベントの実施により北神地域と神戸市街地との交流を促進する。



5. 安定的な経営基盤の確立

5,828,259 千円

《次世代を支える人材の確保・育成／安定的な経営を支える基盤の構築》

(1) 市営地下鉄におけるブランド構築の取り組み

沿線価値・ブランド力を向上させ、定住人口や駅を拠点とした交流人口の増加に繋げることを目的に、神戸市営地下鉄で現在実施している取り組みを広く利用者の方に知っていただくための広報プロモーションを実施する。

神戸市全体で進めているまちのリノベーション等と歩調を合わせる形で取り組みを進め、第一弾として、駅舎特別清掃を広く知ってもらうためのプロモーションを実施する。



(2) 情報発信の強化(再掲)

①経営情報のわかりやすい発信

新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の浸透から、利用人数が大幅に減少しているなか、より市バス・地下鉄を利用いただくため、交通局の経営状況や取り組みをわかりやすく伝える「交通局レポート」の発行を引き続き行う。

②市民やご利用者に届く発信手法の工夫

交通局の経営状況や取り組みについて、知っていただくことはもちろん、改めて市民の方とともに公共交通の未来への存続を考えていくためにも、経営情報という言葉や数字だけではわかりづらい情報を、イラストやグラフを使って視覚的にとらえやすく発信するなど、前例にとらわれない、わかりやすく伝わりやすい情報発信の方法について工夫・検討を行っていく。

③市民やご利用者とのコミュニケーションの強化(公共交通の意義や取り巻く状況など)

市民やご利用者に、交通局の状況をご説明するとともに、ご意見を聞く機会を設ける。

④ユーザーが使いやすい市バス・地下鉄情報の充実・発信強化

市バス・地下鉄をご利用いただいている方に、より多く市バス・地下鉄をご利用いただけるような有益な情報発信を充実する。

(3) ご利用状況の見える化

市バスのダイヤについては市民と共に考えていくことが重要であることから、客観的なご利用状況を広く市民と共有するために、市バス1便ごとの平均車内人数や停留所ごとの乗降人数がわかるデータサイトをホームページに公表し、引き続きご利用状況の周知を進めていく。

(4) 市バスICカード2タッチ化による乗降データの活用とデータに基づく持続可能な路線バス網の構築に向けた取り組み

市バスICカード2タッチ化によって得られた乗降データを活用して、令和6年4月に兵庫区・長田区のバス路線の再編を行うとともに、再編後の検証にも活用していく。また、より多くの方にご利用いただけるような効率的・効果的なバス路線やダイヤとなるよう引き続き検討を進めていく。

(5) 女性運転士の採用

令和5年度は、市バス採用選考に女性枠を設け、交通局で初めてとなる女性運転士を採用した。今後も積極的に女性運転士の採用に取り組んでいくことから、令和6年度においては、石屋川営業所に、新たに女性専用スペースを設けるための改修を行う。また、引き続き、市バス運転士としての働き方、出産・育児等の両立を応援する各種制度があることなどを広報し、採用へとつなげていく。

【予定概要】

- ・改修場所 石屋川営業所
- ・改修内容 ロッカー室・専用スペース・仮眠室・トイレ
洗身設備の設置
- ・改修スケジュール（予定）
令和6年5～8月 設計
令和6年10月～翌1月 改修工事

（6）将来の公営交通を担う人材の確保・育成

将来の公営交通事業の中核を担う職員の人材登用として、交通事業に専属で従事する職員の募集を引き続き行っていく。

また、安全意識や応対接客等の能力向上をはかり、さらなる職員の資質向上につながる研修や、次期に予定している西神・山手線ワンマン化や駅務遠隔システムの導入への対応をスムーズに行うための習熟訓練などの充実をはかるため、研修実施体制を強化する。さらに、現場のキャリアステップを形成し、段階的な人材育成に取り組み、管理人材（運行管理者、班長職等）や管理職への登用へとつなげていく。

（7）付帯事業収入の拡大

令和6年度は、令和6年2月末設置予定の地下鉄三宮駅1番線ホーム（新神戸・谷上方面）柱サイネージの運用を開始するとともに、広告料収入の拡大や駅舎のイメージアップをはかるため、リニューアル工事にあわせて、三宮駅改札内と名谷駅改札上に大型サイネージを新設する。

また、令和5年度に公募で事業者を決定した三宮駅や西神中央駅等のコンビニ区画については、順次店舗運営が開始されるほか、バス乗務員詰所としての運用終了後、未活用であった板宿換気塔ビルについては、賃貸借条件を整理したうえで、令和6年度中に公募を実施する予定である。

引き続き、駅空間や保有資産の活用をはかり、駅利用者等の利便性の向上と収益性の向上につなげていく。



▲三宮駅2番線ホーム



▲三宮駅大型壁面サイネージ設置場所

（8）乗客増加対策の推進

民間事業者と連携した利便性向上策など、新たな乗客増加対策を検討・実施するとともに、引き続き、沿線地域の企業や店舗と連携したイベントの実施など乗客増加対策を実施・検討する。

- ・市街地中心部における移動利便性の向上策（三宮・エリア110）の実施（再掲）

- ・地下鉄ポイントサービス導入による利便性の向上（再掲）
- ・摩耶山・六甲山等への輸送力強化のための急行バスの運行（再掲）
- ・拠点駅のリノベーションや保有用地の利活用（再掲）
- ・スマホアプリを活用した乗車券やイベントの実施
- ・スタンプラリー等沿線地域への周遊性を持たせたイベントの開催
- ・映画やゲーム等民間コンテンツとタイアップしたキャンペーンの実施
- ・沿線スポーツチームと連携した企画の実施

(9) 駅務遠隔化の取り組み（再掲）

駅務サービス水準を維持しつつ、効率的な駅運営を行うため、名谷業務ビルに中央監視センターを設置し、遠隔地から全 26 駅の駅務機器を監視・操作することができるシステムを整備する。

（スケジュール）

令和 6 年度：業者選定・契約

令和 7 年度：上半期：中央監視センター整備

〃 下半期：システム導入、試験運用

令和 8 年度：運用開始

(10) 市バス・地下鉄のダイヤ調整

地下鉄とのスムーズな乗継ぎが可能となるよう、市バスにおいて、IC カード乗降データを活用し、運行状況に即した一部ダイヤ調整を実施する。

(11) 市バス営業所の管理委託の継続

市バス事業における経営改善策として営業所の管理委託を継続する。令和 6 年度をもって現在の委託契約期間を満了する清水が丘営業所については、令和 7 年度から 5 年間の契約期間とする提案競技を実施し、受託事業者を改めて選定する。

（現在の委託状況）

委託営業所	受託事業者	期間
魚崎営業所	阪急バス(株)	令和4年度～令和8年度
松原営業所	阪急バス(株)	令和4年度～令和8年度
落合営業所	神姫バス(株)	令和4年度～令和8年度
西神営業所	神姫バス(株)	令和4年度～令和8年度
中央南営業所	神姫バス(株)	令和5年度～令和9年度
清水が丘営業所	山陽バス(株)	令和2年度～令和6年度

《市バス路線の再編》

(1) 路線再編の目的

市バス事業は、利用者数が新型コロナウイルスにより大きく減少し、今後も少子化により減少傾向にあることや、燃料費等の所要経費高騰の影響を大きく受けるなど、事業経営は極めて深刻な状況にあるが、将来にわたり持続可能なバス路線網を構築するとともに、市バスの利便性向上をはかり市民の日常生活を支えていくため、令和6年4月に路線再編を行う。

(2) 路線再編の考え方

令和4年3月に策定した「データを活用したバス路線のあり方に関する基本的な考え方」で示された路線（ルート・便数）の考え方等に基づき、下記のとおり再編する。

○対象路線：兵庫区・長田区の路線（対象：3系統、6系統、9系統、95系統、96系統）

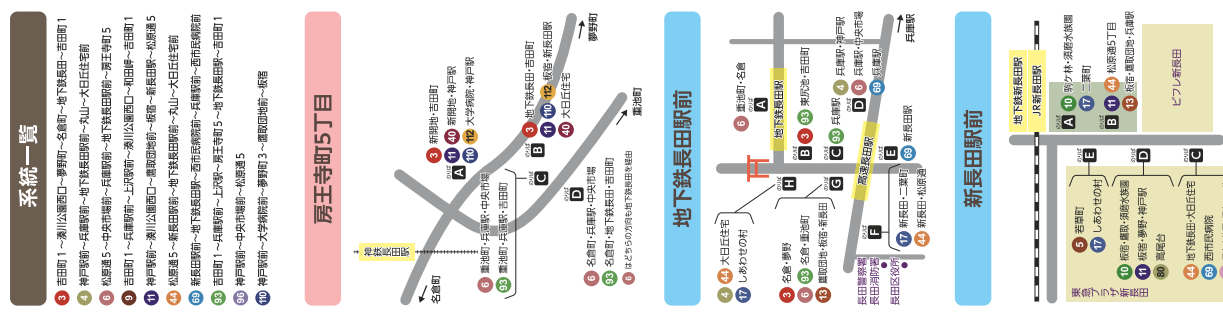
代替交通手段のない山麓部と鉄道路線網が充実している中南部地域において、ご利用状況に差があり、バスの需要と供給がバランスしていないことから、ご利用状況に応じ、鉄道ではカバーしきれない南北方向への移動を意識した再編を行う。

○対象路線：東灘区の路線（対象：43系統）

近傍に鉄道駅やバス路線があり、利用者数が僅少であるため廃止する。

兵庫区・長田区周辺 2024年4月1日からの市バス路線図

※4月からのバス時刻表は、各停留所もしくは交通系ホームページをご覧ください (3月中旬以降掲載予定)



この地図は国土交通省国土地理院の地図データを使用しています

【兵庫長田路線再編関係】

系統	運行区間	内 容	備考
6	松原通 5 ～兵庫駅前～地下鉄長田駅前～房王寺町 5 ～湊川公園西口～兵庫駅前	現在の運行区間は「重池町 1」「重池町 2」以外は他路線と重複していることから、新たに中央市場前を経由するとともに、運行経路を変更することで、移動需要に対応する。 【変更後の運行区間】 松原通 5 ～中央市場前～兵庫駅前～地下鉄長田駅前～房王寺町 5（循環）	令和 6 年 4 月 1 日 実施予定
93	—	吉田町 1 ～湊川公園西口～房王寺町 5 ～地下鉄長田駅前～吉田町 1 を循環する 3 系統の一部を、吉田町 1～兵庫駅前～房王寺町 5～地下鉄長田駅前～吉田町 1 を循環する 93 系統に変更することで、他路線と重複している区間を解消するとともに、南北移動の移動需要に対応する。 【新設する運行経路】 吉田町 1 ～兵庫駅前～房王寺町 5 ～地下鉄長田駅前～吉田町 1（循環）	
9	吉田町 1～兵庫駅前～地下鉄長田駅前～上沢駅前～湊川公園西口～平野～大学病院前～神戸駅前	現在の運行区間は「御崎本町」「上沢駅前」「上沢 4」以外は他路線と重複していることから、兵庫区中南部地域の移動需要に対応した運行経路に変更する。なお「大学病院前」「家庭裁判所前」の運行本数について、11 系統の一部を 110 系統として運行することで、現在の運行本数維持に努める。 【変更後の運行区間】 吉田町 1～兵庫駅前～上沢駅前～湊川公園西口～新開地～中央市場前～吉田町 1（循環）	
11	神戸駅前～湊川公園西口～名倉町～板宿	11 系統の一部を板宿から新長田駅前・松原通 5 へ延伸することで、長田区山麓部や板宿から新長田駅への移動の利便性を高めるとともに、東尻池周辺の移動需要に対応する。 【延伸部分】 板宿～新長田駅前～松原通 5	
44	—	丸山地域～地下鉄長田駅前～神戸駅前間を運行する 4 系統の一部を、地下鉄長田駅前から新長田駅前・松原通 5 へ運行する 44 系統に変更することで、丸山地域の利便性を高めるとともに、東尻池周辺の移動需要に対応する。 【新設する運行経路】 松原通 5～新長田駅前～地下鉄長田駅前～丸山～大日丘住宅前（循環）	
96	神戸駅前～中央市場前～兵庫駅前～地下鉄長田駅前～新長田駅前（循環）	鉄道と並行して運行し、運行区間のほとんどが他路線と重複していることから、鉄道駅から距離のある地域での運行に変更する。なお、新たに 69 系統を新設することで、西市民病院と新長田駅との移動需要に対応する。 【変更後の運行区間】 神戸駅前～中央市場前～松原通 5	

69	—	96 系統の運行区間変更に伴い、西市民病院～新長田駅間の運行がなくなることから、平日午前の通院時間帯に新たに 69 系統を運行し、西市民病院ご利用者の移動需要に対応する。 【新設する運行経路】 新長田駅前～地下鉄長田駅前～西市民病院前～兵庫駅前～西市民病院前（循環）	
95	神戸駅前～新開地～松原通 5～地下鉄長田駅前～新長田駅前（循環）	鉄道と並行して運行し、運行区間のほとんどが他路線と重複していることから廃止とするが、44 系統の新設及び 11 系統の新長田方面延伸により鉄道駅から距離のある地域への対応を行う。	令和 6 年 3 月 31 日終了予 定

【その他】

系統	運行区間	内 容	備考
2	阪急六甲～青谷～布引～地下鉄三宮駅前～磯上公園前	磯上体育館のオープンに合わせ、令和 4 年 7 月、2 系統の一部便を「磯上公園前」に延伸したが、利用実績が少ないことから「磯上公園前」方面の運行を終了する。	令和 6 年 3 月 31 日 終了予定
43	サンシャインワープ～神大深江キャンパス前～摂津本山駅前（循環）	運行経路周辺には鉄道や他のバス路線があることから、利用者数が少なく、今後も十分な需要獲得は見込めないことから廃止する。	令和 6 年 3 月 31 日 廃止予定

Ⅲ. 関連議案

執行機関の附属機関に関する条例等の 一部を改正する等の条例の件について

1. 概要

令和4年3月に発覚した市バス営業所のハラスメント事案を受け、弁護士による外部調査並びに第三者調査委員会による調査において判明した不適切事案の対応として、直営営業所の職場環境及び組織風土が継続的に適切な状態に保たれているかを、外部委員により評価を行う評価委員会において毎年度定期的に評価を実施するため、条例の所要の改正を行う。

2. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

3. 条例改正案

- ・ 現行の附属機関である「神戸市交通局市バス営業所管理の委託に関する評価委員会」を「神戸市交通局市バス営業所の管理運営に関する評価委員会」に改正
- ・ 併せて、担任する事務について、「自動車運送事業についての交通局営業所の管理委託に係る評価に関する事務」を「自動車運送事業についての交通局営業所の管理運営に係る評価に関する事務」に改正

4. スケジュール(予定)

令和 6 年 4 月	第一回評価委員会・専門部会の開催 (年内に 2 回開催のほか、営業所調査を実施)
令和 7 年 3 月	評価報告書提出

(参考)改正後の評価委員会における評価・運営

- ・ 評価項目として、
 - ①これまで委託営業所に対して実施していた「安全・安定運行」、「サービス水準」、「法令順守」等について、直営営業所を評価対象に加える
 - ②直営営業所については、管理運営（「執務・サービス管理」、「管理運営体制」、「安全管理・指導教育」）についても評価を実施
- ・ 直営営業所の管理運営に関する評価については専門部会を設け、専門知識を有する新たな外部委員（弁護士、社会保険労務士、自動車運送事業に知見を有する者等の代表）により実施

第 9 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件
 執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例
 (執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1(第1条関係)		別表(第1条関係)	
(1)～(2) [略]		(1)～(2) [略]	
(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関		(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関	
附属機関	担任する事務	附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理運営	自動車運送事業についての交通局営業所の管理運営に係る評価に関する事務	神戸市交通局市バス営業所の管理の委	自動車運送事業についての交通局営業所の管理委託に係る評価に関する事務

<table border="1"> <tr> <td> <p>営に 関す る 評 価 委 員 会</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	<p>営に 関す る 評 価 委 員 会</p>		[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td> <p>託に 関す る 評 価 委 員 会</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	<p>託に 関す る 評 価 委 員 会</p>		[略]	[略]
<p>営に 関す る 評 価 委 員 会</p>									
[略]	[略]								
<p>託に 関す る 評 価 委 員 会</p>									
[略]	[略]								

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例の件について

1. 概要

本市バス事業の経営基盤強化を目的とした乗車料金改定のため、条例の所要の改正を行う。

2. 施行日

令和 6 年 10 月 1 日

公布に当たっては、近畿運輸局長の運賃認可を得た場合において、認可後速やかに行う。

3. 料金改定案

- ・普通料金は 20 円の改定（近郊区における一部民間バス事業者との重複区間はのぞく）
- ・通勤定期料金は普通料金の改定を転嫁するとともに、割引率を 30%から 25%に見直し
 ※ 1 ヶ月通勤定期料金は、普通料金×60 回×（1－割引率）により算出
- ・通学定期料金は据え置き

（普通区・近郊区（共用区））

	改定前	改定後
普通料金	大人 210 円 小児 110 円	大人 230 円 小児 120 円
通勤定期料金	8,820 円	10,350 円
通学定期料金	7,430 円	7,430 円

（近郊区（対キロ区間制））

	改定前	改定後
普通料金	大人 170 円～560 円 小児 90 円～280 円	大人 190 円～580 円 小児 100 円～290 円
通勤定期料金	7,140 円～21,000 円	8,550 円～23,400 円
通学定期料金	6,020 円～17,700 円	6,020 円～17,700 円

※定期料金は大人 1 ヶ月定期

※通学定期料金は参考

4. スケジュール(予定)

令和 6 年 4 月 近畿運輸局へ市バス運賃改定の認可申請
 令和 6 年 7 月～ 8 月 近畿運輸局の運賃認可
 令和 6 年 10 月 運賃改定実施

第32号議案

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例の件
神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例
神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例（昭和37年3月条例第30号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（普通区の料金及び乗車券の種類）</p> <p>第3条 普通区の料金及び乗車券の種 類は、次に掲げる範囲内において管 理者が定める。</p> <p>(1) 普通料金</p> <p>ア 大人（12歳以上の者（イの小児 に該当する者を除く。）をいう。 以下同じ。） 1乗車につき <u>230円</u></p> <p>イ 小児（12歳未満の者をいい、</p>	<p>（普通区の料金及び乗車券の種類）</p> <p>第3条 普通区の料金及び乗車券の種 類は、次に掲げる範囲内において管 理者が定める。</p> <p>(1) 普通料金</p> <p>ア 大人（12歳以上の者（イの小児 に該当する者を除く。）をいう。 以下同じ。） 1乗車につき <u>210円</u></p> <p>イ 小児（12歳未満の者をいい、</p>

12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（管理者がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。）

1乗車につき 120円

(2) 定期料金

ア 通勤定期券 1箇月につき
10,350円

イ [略]

2～4 [略]

（近郊区の料金及び乗車券の種類）

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は、次に掲げる範囲内において管理者が定める。

(1) 普通料金

ア 共用区路線（近郊区内において均一料金制をとる路線その他管理者が別に定める区間。次号において同じ。）

(ア) 大人 1乗車につき 230円

(イ) 小児 1乗車につき 120円

12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（管理者がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。）

1乗車につき 110円

(2) 定期料金

ア 通勤定期券 1箇月につき
8,820円

イ [略]

2～4 [略]

（近郊区の料金及び乗車券の種類）

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は、次に掲げる範囲内において管理者が定める。

(1) 普通料金

ア 共用区路線（近郊区内において均一料金制をとる路線その他管理者が別に定める区間。次号において同じ。）

(ア) 大人 1乗車につき 210円

(イ) 小児 1乗車につき 110円

イ アに掲げる路線以外の路線
次に掲げる範囲内において、
管理者が定める金額

(ア) 大人 1乗車につき 路線
内において料金が最低額とな
る区間にあつては190円、最高
額となる区間にあつては580
円

(イ) [略]

(2) 定期料金

ア 共用区路線

(ア) 通勤定期券 1箇月につき
10,350円

(イ) [略]

イ アに掲げる路線以外の路線
次に掲げる範囲内において、
管理者が定める金額

(ア) 通勤定期券 1箇月につき
定期券を発売する区間のう
ち、路線内において料金が最
低額となる区間にあつては
8,550円、最高額となる区間に
あつては23,400円

(イ) 通学定期券 1箇月につき
定期券を発売する区間のう

イ アに掲げる路線以外の路線
次に掲げる範囲内において、
乗車の対象となる区間の距離に
応じて管理者が定める金額

(ア) 大人 1乗車につき 初乗
り区間にあつては170円、路線
内において距離が最長となる
区間にあつては560円

(イ) [略]

(2) 定期料金

ア 共用区路線

(ア) 通勤定期券 1箇月につき
8,820円

(イ) [略]

イ アに掲げる路線以外の路線
次に掲げる範囲内において、
乗車の対象となる区間の距離に
応じて管理者が定める金額

(ア) 通勤定期券 1箇月につき
初乗り区間にあつては
7,140円、定期券を発売する区
間のうち、路線内において距
離が最長となる区間にあつて
は21,000円

(イ) 通学定期券 1箇月につき
初乗り区間にあつては

<p>ち、<u>路線内において料金が最低額となる区間</u>にあつては6,020円、<u>最高額となる区間</u>にあつては17,700円</p> <p>2 前項の規定に基づき近郊区の料金及び乗車券の種類を定めるに当たつては、<u>乗車の対象となる区間の距離を考慮するとともに</u>、他の交通機関と営業区域及び路線が競合し、かつ、運輸協定の締結に基づいて相互に乗入れ運転又は直通運転を行う場合その他路線の性質上これに準ずる場合においては、当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類を考慮して定めるものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>6,020円、<u>定期券を発売する区間のうち、路線内において距離が最長となる区間</u>にあつては17,700円</p> <p>2 前項の規定に基づき近郊区の料金及び乗車券の種類を定めるに当たつては、他の交通機関と営業区域及び路線が競合し、かつ、運輸協定の締結に基づいて相互に乗入れ運転又は直通運転を行う場合その他路線の性質上これに準ずる場合においては、当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類を考慮して定めるものとする。</p> <p>3 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの条例による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第8条第1項の規定に基づき発売された定期券であつてこの条例の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては、この条例による神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の改正に伴う料金の変更の有無にかかわらず、なお従前の例により使用することができるものとする。

3 施行日前にこの条例による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第12条の2第1項の規定に基づき発売された前払式料金カードであつてこの条例の施行の際に支払うことができる料金に残額があるものについて、施行

日以後に本市乗合自動車に関して支払のために使用した場合には、当該残額からこの条例による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の規定に基づく料金の分が差し引かれるものとする。この場合において、当該残額が支払うべき料金の額に満たないときは、当該残額の全額が差し引かれるものとし、かつ、当該前払式料金カードの所持人は、支払うべき料金の残りの額を別の手段で支払わなければならないものとする。

理 由

本市乗合自動車の乗車料金を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。